

別冊

川越市児童館改修整備
基本構想(資料編)

【関係法令、計画、基準等】

【策定経過】

川越市児童館改修整備基本構想(資料編)

目次

【関係法令、計画、基準等】

1. 児童福祉法	1 頁
2. 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	1 頁
3. 児童館の設置運営について(児童館の設置運営要綱)	2 頁
4. こども基本法	6 頁
5. こども大綱	7 頁
6. こどもの居場所づくりに関する指針	7 頁
7. 児童館ガイドライン	8 頁
8. 川越市こども計画	17 頁
9. 川越市個別施設計画(公共施設編)	19 頁
10. 川越市行財政改革推進計画	21 頁

【策定経過】

11. 川越市児童館運営委員会 委員名簿	22 頁
12. 川越市児童館運営委員会 審議経過	23 頁
13. 川越市児童館運営委員会 答申書	23 頁
14. 近隣施設分析一覧	24 頁
15. アンケート等実施結果	27 頁

【関係法令、計画、基準等】

1. 児童福祉法

児童福祉法(昭和22年法律第164号)

(児童厚生施設)

第40条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

2. 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)

第六章 児童厚生施設

(設備の基準)

第37条 児童厚生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童遊園等屋外の児童厚生施設には、広場、遊具及び便所を設けること。
- 二 児童館等屋内の児童厚生施設には、集会室、遊戯室、図書室及び便所を設けること。

(職員)

第38条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 保育士(特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童厚生施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)の資格を有する者
- 三 社会福祉士の資格を有する者
- 四 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- 五 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者
- 六 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者(地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあっては、都道府県知事)が適当と認めたもの

- イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該過程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
- ロ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
- ハ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ニ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項)

第 39 条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もって地域における健全育成活動の助長を図るようこれを行うものとする。

(保護者との連絡)

第 40 条 児童厚生施設の長は、必要に応じ児童の健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。

3. 児童館の設置運営について(児童館の設置運営要綱)

児童館の設置運営について(平成2年8月7日厚生省発児第 123 号事務次官通知)

児童館の設置運営要綱

第1 総則

1 目的

児童館は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく児童厚生施設であって、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とするものであること。

2 種別

児童館の種別は次のとおりとする。

(1)小型児童館

小地域の児童を対象とし、一定の要件を具備した児童館。

(2)児童センター

(1)の小型児童館の機能に加えて、児童の体力増進に関する指導機能を併せ持つ児童

館。(特に、上記機能に加えて、中学生、高校生等の年長児童(以下「年長児童」という。)の情操を豊かにし、健康を増進するための育成機能を有する児童センターを「大型児童センター」という。)

(3)大型児童館

原則として、都道府県内又は広域の児童を対象とし、一定の要件を具備した児童館をいい、次のとおり区分する。

ア A型児童館

イ B型児童館

ウ C型児童館

(4)その他の児童館

3 設備及び運営

児童館の設備及び運営については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。)に定めるところによるものであること。

なお、小型児童館、児童センター及び大型児童館については設備運営基準によるほか、次の第2から第4までに定めるところによること。

第2 小型児童館

1 機能

小地域を対象として、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成助長を図る等児童の健全育成に関する総合的な機能を有するものであること。

2 設置及び運営の主体

設置及び運営の主体は、次のとおりとすること。

(1)市町村(特別区を含む。以下同じ。)

(2)公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人(以下「社団・財団法人」という。)

(3)社会福祉法人

(4)次の要件を満たす上記(1)から(3)以外の者(以下「その他の者」という。)

ア 児童館を設置及び運営するために必要な経済的基礎があること。

イ 社会的信望を有すること。

ウ 実務を担当する幹部職員に、児童福祉及び社会福祉事業についての知識経験を有する者を含むこと。

エ 児童館の運営事業の経理区分が明確にできる等、財務内容が適正であること。

3 設備及び運営

(1)設備

ア 建物には、集会室、遊戯室、図書室及び事務執行に必要な設備のほか、必要に応じ、相談室、創作活動室、静養室及び児童クラブ室等を設けること。

ただし、他の社会福祉施設等を併設する場合で、施設の効率的な運営を期待することができ、かつ、利用する児童の処遇に支障がない場合には、原則として、遊戯室、図書室及び児童クラブ室以外の設備について、他の社会福祉施設等の設備と共用することができる。

イ 建物の広さは、原則として、217.6平方メートル以上(都市部で児童館用地の取得が困難と認められる場合等(以下「都市部特例」という。))においては、163.2平方メートル以上)とし、適当な広場を有すること。

ただし、相談室、創作活動室等を設けない場合には、185.12平方メートル以上(都市部特例においては、138.84平方メートル以上)として差し支えないこと。

(2)職員

2人以上の設備運営基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者(以下「児童厚生員」という。)を置くほか、必要に応じ、その他の職員を置くこと。

(3)運営

ア 開館時間、開館日数等については、設置された地域の実情を勘案して設定すること。

イ 運営管理の責任者を定めるとともに、指導する児童の把握、保護者との連絡、事故防止等に関する事項を規定する運営管理規定を定めること。

ウ 運営委員会を設置し、その運営管理について意見を徴すること。

(4)その他

小型児童館が、児童福祉法第24条第1項ただし書に基づいて使用される場合には、設備運営基準の保育所に関する規定の趣旨を尊重すること。

4 国の助成

国は、予算の範囲内において、市町村、社団・財団法人及び社会福祉法人の設置する小型児童館の整備に要する費用を別に定めるところにより補助するものとする。

第3 児童センター

1 機能

第2の1に掲げる機能に加えて、遊び(運動を主とする。)を通して体力増進を図ることを目的とした指導機能を有し、必要に応じて年長児童に対する育成機能を有するものであること。

2 設置及び運営の主体

設置及び運営の主体は、第2の2に掲げるものとする。

3 設備及び運営

(1)設備

第2の3の(1)に掲げる設備(建物の広さに係る部分を除く。)に加えて、次によるものであること。

ア 建物の広さは、原則として、336.6平方メートル以上、大型児童センターにあっては、500平方メートル以上とし、屋外における体力増進指導を実施するために要する適当な広場を有すること。

ただし、相談室、創作活動室等を設けない場合には、297平方メートル以上として差し支えないこと。

イ 遊戯室には、屋内における体力増進指導を実施するために必要な広さを有すること。

また、大型児童センターにあっては、年長児童の文化活動、芸術活動等に必要な広さを有すること。

ウ 器材等については、児童の体力増進に資するために必要な運動遊び用の器材、体力等の測定器材等を整備すること。

また、年長児童の諸活動に資するために必要な備品等を整備すること。

エ 大型児童センターにあっては、必要に応じてスタジオ、アトリエ、トレーニング室、小ホール、映画等ライブラリー、喫茶室等年長児童を育成するための設備及び社会参加活動の拠点として活用するための設備等を設けること。

(2)職員

第2の3の(2)に掲げるところによるものとする。また、必要に応じ、その他の職員を置く場合にあっては、体力増進指導に関し知識技能を有する者、年長児童指導に関し専門的知識を有する者等を置くことが望ましいこと。

(3)運営

第2の3の(3)に掲げるところによるほか、次によるものであること。

ア 体力増進指導の内容及び方法

(ア)指導の内容

運動や遊具による遊び等、特に体力増進にとって効果的な遊びを指導内容の中心として設定するほか、必要に応じて日常生活、栄養等に関する指導を行うこと。

また、遊びによる体力増進の効果を把握するために、器材等による測定調査を併せて行う必要があること。

なお、児童の安全管理に十分留意する必要があること。

(イ)指導の方法

体力増進指導に関し知識技能を有する者がこれを担当するものとし、児童厚生員又は有志指導者(ボランティア)の積極的な協力を得て行うものとする。

イ 年長児童指導の内容及び方法

(ア)指導の内容

指導にあたっては、特に年長児童に適した文化活動、芸術活動、スポーツ及び社会参加活動等に配慮すること。

また、児童の安全管理に十分留意する必要があること。

(イ)指導の方法

年長児童指導に関し専門的知識を有する者がこれを担当するものとし、有志指導者(ボランティア)の積極的な協力を得て行うものとする。

ウ その他

体力増進指導及び年長児童指導が効果的に実施されるように、その実施計画について運営委員会の意見を徴するとともに、運営管理規定においてもその指導に関して定めること。

また、大型児童センターにあつては、年長児童が十分活動できるように開館時間等について特に配慮すること。

4 国の助成

国は、予算の範囲内において、市町村、社団・財団法人及び社会福祉法人の設置する児童センターの整備に要する費用を別に定めるところにより補助するものとする。

4. こども基本法

こども基本法(令和4年法律第77号)

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行う

とともに、家庭での養育が困難な子どもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、子どもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

5. こども大綱

こども大綱(令和5年12月22日閣議決定)

第3 こども施策に関する重要事項

2 ライブステージ別の重要事項

(2)学童期・思春期

(居場所づくり)

全てのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが必要である。もとよりこども・若者の「居場所」とは、こども・若者が遊んだり、何もしなかったり、好きなことをして過ごす場所や時間、人との関係性全てが「居場所」になり得るものであるが、その場を居場所と感じるかどうかはこども・若者本人が決めるものであるという前提に立って居場所づくりを推進する。その際、こどもの居場所を新たにつくっていくことに加え、すでに多くのこども・若者の居場所となっている児童館、子ども会、こども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設などについても、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組む。こうした点を含め、誰一人取り残さず、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、こどもの居場所づくりに関する指針に基づき、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進する。

6. こどもの居場所づくりに関する指針

こどもの居場所づくりに関する指針(令和5年12月22日閣議決定)

第3章 こどもの居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点

1. 視点の構成

こどもの居場所づくりを通じて目指したい未来とは、どんな環境に生まれ育ったとしても、誰一人取り残さず、全てのこども・若者が自分の居場所を持ち、健やかな成長や身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)であることである。

こうした目指す姿の実現に向けて、こどもの居場所づくりを進めるに当たっては、以下4つの基本的な視点が重要である。これらの視点に順序や優先順位はなく、相互に関連し、また循環的に作用するものである。

【ふやす】～多様なこどもの居場所がつけられる～

【つなぐ】～こどもが居場所につながる～

【みがく】～こどもにとって、より良い居場所となる～

【ふりかえる】～こどもの居場所づくりを検証する2 ライブステージ別の重要事項

3. 「ふやす」～多様なこどもの居場所がつけられる～

(2) 既存の地域資源を活かした居場所づくり

多様なこどもの居場所づくりを進めるに当たり、既存の地域資源を活用することも有効である。児童館や児童遊園などの児童福祉施設はもちろん公民館、図書館、青少年教育施設などの社会教育施設や子ども会、スポーツ少年団などの青少年団体、学校(学校図書館を含む。)、教育支援センター、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、公園の活用、高齢者や障害者向けの社会福祉施設、地域の社会福祉協議会、学習・生活支援事業や児童育成支援拠点事業、重層的支援体制整備事業といった既存事業の活用が考えられる。また、ボランティアによる参加など、地域の人材も重要な地域資源である。これら地域の実情に応じて、既存の地域資源を柔軟に活用していくことが求められる。このような地域資源の活用により、少子化や核家族化によって希薄となった多世代との交流や、地域とのつながりのある居場所づくりへとつながることが期待される。

7. 児童館ガイドライン

児童館ガイドライン(令和6年12月3日こ成環第300号こども家庭庁成育局長通知)

第1章 総則

3 施設特性

(1) 施設の基本特性

児童館は、こどもが、その置かれている環境や状況に関わりなく、権利の主体であることを実感しつつ、自由に来館して過ごすことができる児童福祉施設である。児童館がその役割を果たすためには、次のことを施設の基本特性として充実させることが求められる。

- ① こどもが自らの意思でひとりでも利用することができる。
- ② こどもが遊ぶことができる。
- ③ こどもが安心してくつろぐことができる。
- ④ こども同士にとって出会いの場になることができる。
- ⑤ 年齢等の異なるこどもが一緒に過ごし、活動を共にすることができる。
- ⑥ こどもが困ったときや悩んだときに、相談したり助けてもらえたりする職員がいる。

(2) 児童館における遊び

こどもの日常生活には家庭・学校・地域という生活の場がある。こどもはそれぞれの場でも人やものに関わりながら、遊びや学習、休息や団らん、文化的・社会的な体験活動などを行う。

特に、遊びは、生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中にこどもの発達を増進する重要な要素が含まれている。

(3) 児童館の特性

児童館における遊び及び生活を通じた健全育成には、こどもの心身の健康増進を図り、知的・社会的適応能力を高め、情操をゆたかにするという役割がある。このことを踏まえた児童館の特性は以下の3点である。

① 拠点性

児童館は、地域におけるこどものための拠点(館)である。

こどもが自らの意思で利用でき、自由に遊んだりくつろいだり、年齢の異なるこども同士と一緒に過ごすことができる。そして、それを支える「児童の遊びを指導する者」(以下「児童厚生員」という。)がいることによって、こどもの居場所となり、地域の拠点となる。

② 多機能性

児童館は、こどもが自由に時間を過ごし遊ぶ中で、こどものあらゆる課題に直接関わることができる。これらのことについてこどもと一緒に考え、対応するとともに、必要に応じて関係機関に橋渡しすることができる。そして、こどもが直面している福祉的な課題に対応することができる。

③ 地域性

児童館では、地域の人々に見守られた安心・安全な環境のもとで自ら成長していくことができ、館内のみならずこどもの発達に応じて地域全体へ活動を広げていくことができる。そして、児童館は、地域の住民と、こどもに関わる関係機関等と連携して、地域におけるこどもの健全育成の環境づくりを進めることができる。

4 社会的責任

- (1) 児童館は、職員自ら進んでこどもの権利について学習を行った上で、活動や支援をする必要がある。
- (2) 児童館は、こどもの人権に十分に配慮し権利擁護に努めるとともに、こども一人ひとりの人格を尊重し、こどもに影響のある事柄に関して、こどもが意見を述べ参加することを保障する必要がある。
- (3) 児童館は、こどもの権利が侵害される事案が発生した場合の対応方法について定め、あらかじめこどもに周知しておき、事案発生時には適切に対応する必要がある。
- (4) 児童館は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に児童館が行う活動内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- (5) 児童館は、こどもの利益に反しない限りにおいて、こどもや保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意しなければならない。
- (6) 児童館は、こどもや保護者の苦情等に対して迅速かつ適切に対応して、その解決を図るよう努めなければならない。

第2章 こども理解

本章では、児童館の対象となるこどもの発達を理解するための基礎的視点を示している。児童館では、こどもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて、一人ひとりの心身の状態を把握しながらこどもの育成に努めることが求められる。

第3章 児童館の機能・役割

本章では、児童館の理念と目的に基づく機能・役割を5項目に区分して示している。この章は、第4章の活動内容と合わせて理解することが求められる。

1 遊び及び生活を通じたこどもの発達の増進

こどもは、遊びやくつろぎ、出会い、居場所、大人の助けなどを求めて児童館を利用する。その中で、こどもは遊びや友達、児童厚生員との関わりなどを通じて、権利の主体であることを実感し、自主性、社会性、創造性などを育てていく。

児童厚生員は、こども一人ひとりと関わり、こどもが自ら遊びたいことを見つけ、楽しく過ごせるように援助し、こどもの遊びや日常の生活を支援していく。

特に遊びの場面では、児童厚生員がこどもの感情・気分・雰囲気や技量の差などに心を配り、こども同士が遊びを通じて成長し合えるように援助することが求められる。

そのため、児童厚生員は一人ひとりのこどもの発達特性を理解し、遊び及び生活の場での継続的な関わりを通して適切な支援をし、発達の増進に努めることが求められる。

2 こどもの安定した日常の生活の支援

児童館は、こどもの遊びの拠点と居場所となることを通じて、その活動の様子から、必要に応じて家庭や地域の子育て環境の調整を図ることによって、こどもの安定した日常の生活を支援することが大切である。

児童館がこどもにとって日常の安定した生活の場になるためには、最初に児童館を訪れたこどもが「来てよかった」と思え、利用しているこどもがそこに自分の求めている場や活動があって、必要な場合には援助があることを実感できるようになっていることが必要となる。そのため、児童館では、訪れるこどもの心理と状況に気付き、こどもと信頼関係を築く必要がある。

3 こどもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応

こどもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生を予防し、かつ早期発見に努め、専門機関と連携して適切にソーシャルワークを展開すること。その際、児童館を利用するこどもや保護者の様子を観察することや、こどもや保護者と一緒になって活動していく中で、普段と違ったところを感じ取ることが大切である。これらを円滑に進めるための基盤は、児童館で展開される遊びである。遊びにより、こどもや保護者を惹きつけ、こどもの気持ちや、その中にある課題等を表現しやすくする環境をつくることができると考えられる。

4 子育て家庭への支援

子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援すること。

その際、地域や家庭の実態等を十分に考慮し、保護者の気持ちを理解し、その自己決定を尊

重しつつ、相互の信頼関係を築くことが大切である。

また、乳幼児を対象とした活動を実施し、参加者同士で交流できる場を設け、子育ての交流を促進する。

さらに、地域における子育て家庭を支援するために、地域の子育て支援ニーズを把握するよう努める。

5 こどもの育ちに関する組織や人とのネットワークの推進

地域組織活動の育成を支援し、こどもの育ちに関する組織や人とのネットワークの中心となり、地域のこどもを健全に育成する拠点としての役割を担うこと。

その際、地域のこどもの健全育成に資するボランティア団体や活動と連携し、地域で子育てを支え合う環境づくりに協力することが求められる。

第4章 児童館の活動内容

本章では、第3章の児童館の機能・役割を具体化する主な活動内容を8項目に分けて示している。実際の活動に当たっては、この章を参照しながら、こどもや地域の実情を具体的に把握し、創意工夫して取り組むことが望まれる。

1 遊びによるこどもの育成

- (1) こどもにとっては、遊びが生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中にこどもの発達を促進する重要な要素が含まれている。このことを踏まえ、こどもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒をゆたかにするよう援助すること。
- (2) 児童館は、こどもが自ら選択できる自由な遊びを保障する場である。それを踏まえ、こどもが自ら遊びを作り出したり遊びを選択したりすることを大切にすること。
- (3) こども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取り組めるように援助すること。

2 こどもの居場所の提供

- (1) 児童館は、こどもが安全に安心して過ごせる居場所になることが求められる。そのため、自己効力感や自己肯定感が醸成できるような環境づくりに努めるとともに、こどもの自発的な活動を尊重し、必要に応じて援助を行うこと。
- (2) 児童館は、中・高校生世代も利用できる施設である。受入れに際しては、開館時間等について、実際に利用可能な環境づくりに努めること。また、中・高校生世代は、話し相手や仲間を求め、自分の居場所として児童館を利用するなどの思春期の発達特性をよく理解し、自主性を尊重し、社会性を育むように援助すること。
- (3) 児童館は、災害発生直後には、地域のこどもの一時的な安全確保の場となることが求められる。その後、被災した地域のこどもの居場所・遊び場として機能するよう努めること。その際には、地域住民等との協働により、持続可能な活動を目指すこと。
- (4) こどもの多様なニーズを踏まえ、オンラインや SNS を活用した相談や交流等、新たな居場所づくりも検討すること。
- (5) 児童館を利用した経験のある若者を支援し、若者の居場所づくりに協力することにも配

慮すること。

- (6) 児童館は、こどもの居場所づくりにおけるコーディネーターとしての役割が期待されているため、地域住民等が行うこどもの居場所づくりについて、情報収集や助言、連携した取組の実施等を行うことを検討すること。その際、児童館の施設の利活用やプログラムの提供等も考えられる。

3 こどもの権利や意見を尊重した活動の実施

- (1) こどもたちが日常の遊びや生活の中で、こどもの権利を理解できるような環境や機会を設けること。また、保護者とこどもがともにこどもの権利について学ぶことができるように努めること。
- (2) こどもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるよう、意見形成への支援・意見聴取を行い、意見反映に努めること。
- (3) 児童館の活動や地域の行事、多様な社会的活動にこどもが参加・参画して自由に意見を述べるができるようにすること。
- (4) こどもの話し合いの場を計画的に設け、こども同士の役割分担を支援するなど、自分たちで活動を作り上げることができるように援助すること。
- (5) こどもの自発的活動を継続的に支援し、こどもの視点や意見が児童館の運営や地域の活動に生かせるように努めること。

4 配慮を必要とするこどもへの対応

- (1) 障害のあるこどもへの対応は、障害の有無にかかわらずこども同士がお互いに協力できるよう活動内容や環境について配慮すること。
- (2) 家庭や友人関係等に悩みや課題を抱えるこどもへの対応は、家庭や学校等と連絡をとり、適切な支援をし、児童館が安心できる居場所となるように配慮すること。
- (3) こどもの間でいじめ等の関係が生じないように配慮するとともに、万一そのような問題が起きた時には早期対応に努め、児童厚生員等が協力して適切に対応すること。
- (4) こどもの状況や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村(特別区を含む。以下同じ。)や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で協議するなど、適切に対応することが求められること。
- (5) 児童虐待が疑われる場合には、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して適切な対応を図ること。
- (6) こどもに福祉的な課題があると判断した場合には、地域のニーズを把握するための包括的な相談窓口としての機能を生かし、地域や学校、要保護児童対策地域協議会、その他相談機関等の必要な社会資源との連携により、適切な機関や居場所等につなぐ等の支援を行うこと。
- (7) 障害のあるこどもの利用に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)に基づき、合理的配慮に努めること。
- (8) インクルージョン(包容・参加)の観点から障害のあるこどもや、社会的・文化的な困難を抱

えるこども等へ必要な配慮を行うこと。

5 子育て支援の実施

(1) 保護者の子育て支援

- ① こどもとその保護者が、自由に交流できる場を提供し、交流を促進するように配慮すること。
- ② こどもの発達上の課題について、気軽に相談できるような子育て支援活動を実施し、保護者が広く地域の人々との関わりをもてるように支援すること。
- ③ 児童虐待の予防に心掛け、保護者の子育てへの不安や課題には関係機関と協力して継続的に支援するとともに、必要に応じ相談機関等につなぐ役割を果たすこと。
- ④ 児童館を切れ目のない地域の子育て支援の拠点として捉え、妊産婦の利用など幅広い保護者の子育て支援に努めること。

(2) 乳幼児支援

- ① 乳幼児は保護者とともに利用する。児童館は、保護者と協力して乳幼児を対象とした活動を実施し、参加者同士で交流できる場を設け、子育ての交流を促進すること。
- ② 子育て支援活動の実施に当たっては、こどもの発達課題や年齢等を十分に考慮して行うこと。また、計画的・定期的を実施することにより、こどもと保護者との関わりを促すこと。さらに、参加者が役割分担をするなどしながら主体的に運営できるように支援すること。

(3) 乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験の取組

- ① 子育てにおける乳幼児と保護者の体験を広げ、こどもへの愛情を再認識する機会になるとともに、中・高校生世代等のこどもを乳幼児の成長した姿と重ね合わせる機会となるよう取り組むこと。
- ② 中・高校生世代をはじめ、小学生も成長段階に応じてこどもを生み育てることの意義を理解し、こどもや家庭の大切さを理解することが期待できるため、乳幼児と触れ合う機会を広げるための取組を推進すること。
- ③ 実施に当たっては、乳幼児の権利と保護者の意向を尊重し、学校・家庭や児童館等を拠点とする地域組織活動等との連携を図りつつ行うこと。

(4) 地域の子育て支援

- ① 地域の子育て支援ニーズを把握し、包括的な相談窓口としての役割を果たすように努めること。
- ② 子育て支援ニーズの把握や相談対応に当たっては、保育所、学校等と連携を密にしながら行うこと。
- ③ 地域住民やNPO、関係機関と連携を図り、協力して活動するなど子育てに関するネットワークを築き、子育てしやすい環境づくりに努めること。

6 地域の健全育成の環境づくり

- (1) NPO、関係機関等と連携を図り、こどもの権利に関する情報提供等の啓発に努める。
- (2) 児童館の活動内容等を広報するとともに、地域の様々なこどもの育成活動に協力するなど、児童館活動に関する理解や協力が得られるように努めること。
- (3) 児童館を利用するこどもが地域住民と直接交流できる機会を設けるなど、地域全体で健全育成を進める環境づくりに努めること。
- (4) こどもの健全育成を推進する地域の児童福祉施設として、児童館等を拠点とする地域組織活動等の協力を得ながら、その機能を発揮するように努めること。
- (5) 地域の児童遊園や公園、こどもが利用できる施設等を活用したり、児童館がない地域に出向いたりして、遊びや児童館で行う文化的活動等の体験の機会を提供するように努めること。

7 ボランティア等の育成と活動支援

- (1) 児童館を利用するこどもが、ボランティアリーダーとして仲間と積極的に関わる中で組織的に活動し、児童館や地域社会で自発的に活動できるように支援すること。
- (2) 児童館を利用するこどもが、ボランティアとして適宜、活動できるように育成・援助し、成人になっても児童館とのつながりが継続できるようにすること。
- (3) 地域住民が、ボランティア等として児童館の活動に参加できる機会を提供し、地域社会でも自発的に活動ができるように支援すること。
- (4) 中・高校生世代、大学生等を対象としたボランティアの育成や職場体験、施設実習の受入れなどに努めること。

8 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)の実施と連携

- (1) 児童館で放課後児童クラブを実施する場合には、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 63 号)及び放課後児童クラブ運営指針(平成 27 年雇児発 0331 第 34 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づいて行うよう努め、児童館の持つ機能を生かし、次のことに留意すること。
 - ① 児童館に来館するこどもと放課後児童クラブに在籍するこどもが交流できるよう遊びや活動に配慮すること。
 - ② 多数のこどもが同一の場所で活動することが想定されるため、児童館及び放課後児童クラブのそれぞれの活動が充実するよう、遊びの内容や活動場所等について配慮すること。
 - ③ 放課後児童クラブの活動は、児童館内に限定することなく近隣の環境を活用すること。
- (2) 児童館での活動に、近隣の放課後児童クラブのこどもが参加できるように配慮するとともに、協力して行事を行うなどの工夫をすること。

第5章 児童館の職員

本章では、すべての児童館職員に関わる児童館活動及び運営に関する主な業務と館長、児

児童館の社会的責任に基づく職場倫理のあり方と運営内容向上のための研修等について記述している。児童館職員は、児童福祉施設としての特性を理解して、職務に取り組むことが求められる。

第6章 児童館の運営

本章では、「児童館の設置運営について」(平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知。以下、「設置運営要綱」という。)等に基づいて、児童館の設備と運営主体・運営管理のあり方について記述している。

児童館を管理監督する自治体は、本ガイドラインの全体を理解した上で、児童館の運営主体や児童館職員に対して、児童館ガイドラインの普及啓発や研修に努めること。また、児童館の運営主体は、本ガイドラインの全体を理解して、適正な運営に努めることが求められる。

1 設備

児童館活動を実施するために、以下の設備・備品を備えること。

(1) 集会室、遊戯室、図書室、相談室、創作活動室、便所、事務執行に必要な設備のほか、必要に応じて、以下の設備・備品を備えること。

- ① 静養室及び放課後児童クラブ室等
- ② 中・高校生世代の文化活動、芸術活動等に必要なスペースと備品等
- ③ こどもの年齢や発達段階に応じた活動に必要な遊具や備品等

(2) 乳幼児や障害のあるこどもの利用に当たって、安全を確保するとともに利用しやすい環境に十分配慮し、必要に応じ施設の改善や必要な備品等を整備すること。

2 運営主体

(1) 児童館の運営については、こどもの福祉や地域の実情を十分に理解し、安定した財政基盤と運営体制を有し、継続的・安定的に運営できるよう努めること。

(2) 運営内容について、自己評価を行い、その結果を公表するよう努め、評価を行う際には、利用者や地域住民等の意見を取り入れるよう努めること。また、こどもだけで利用できる施設である特性を鑑みて、第三者評価の受審に努め、その評価結果は公表すること。

(3) 市町村が他の者に運営委託等を行う場合には、その運営状況等について継続的に確認・評価し、十分に注意を払うこと。

3 運営管理

(1) 開館時間

- ① 開館日・開館時間は、対象となるこどもの年齢、保護者の利用の利便性など、地域の実情に合わせて設定すること。
- ② 学校の状況や地域のニーズに合わせて柔軟に運営し、不規則な休館日や開館時間を設定しないようにすること。

(2) 利用するこどもの把握・保護者との連絡

- ① 児童館を利用するこどもについて、住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を、必要に応じて登録するなどして把握に努めること。
- ② 児童館でのケガや体調不良等については、速やかに保護者へ連絡すること。

(3) 運営協議会等の設置

- ① 児童館活動の充実を図るため、こどもの他、児童委員、社会福祉協議会、児童館等を拠点とする地域組織活動等の地域組織の代表者、学識経験者、学校教職員、保護者等を構成員とする運営協議会等を設置し、その意見を聴くこと。
- ② こどもを運営協議会等の構成員にする場合には、会議時間の設定や意見発表の機会等があることを事前に知らせるなどに配慮し、こどもが参加しやすく発言しやすい環境づくりに努めること。
- ③ 運営協議会等は、年間を通して定期的を開催する他、臨時的に対応すべき事項が生じた場合は、適宜開催すること。

第7章 こどもの安全対策・衛生管理

本章では、児童館における事故やケガ、交通事故の防止や対応、感染症や防災・防火・防犯等の安全対策について記述している。なお、安全対策には危機管理として危険の予測・防止の取組、発生した場合の適切な対応等に取り組むべきことが含まれている。

児童館の運営主体は、本章の内容を理解し、設備運営基準に定められた安全計画の策定等をはじめとする取組を行い、適正な運営に努めることが求められる。

1 安全管理・ケガの予防

(2) 交通事故の防止

利用者に対して遊びによる育成の一環として、交通安全について啓発し、交通事故を防止する。

4 防災・防犯対策

(4) 災害への備え

災害発生時には、児童館が地域の避難所となることも考えられるため、必要な物品等を備えるように努めること。また、業務継続計画において児童館の機能・役割の継続について検討し、こどもが安全に安心して過ごすことができる場等が確保されるよう配慮すること。

第8章 家庭・学校・地域との連携

本章では、児童館が家庭・学校・地域及び関係機関等と連携する際の留意事項を記述している。児童館は、地域のこどもの健全育成と子育て家庭を支援する拠点として、地域住民との交流や各関係機関等との情報交換、情報共有を行い、こどもと子育て家庭を支える地域づくりに貢献することが求められる。

1 家庭との連携

- (1) こどもの活動の様子から必要があると判断した場合には、家庭と連絡をとり適切な支援を行うこと。

- (2) こどもの発達や家庭環境等の面で特に援助が必要な子どもには、家庭とともに、学校、こどもの発達支援に関わる関係機関等と協力して継続的に援助を行うこと。
- (3) 上記の場合には、必ず記録をとり職員間で共有を図るとともに、継続的な支援につなげるようにすること。

2 学校との連携

- (1) 児童館の活動と学校の行事等について、適切な情報交換を行い、円滑な運営を図ること。
- (2) 児童館や学校でのこどもの様子について、必要に応じて適切な情報交換が行えるように努めること。
- (3) 災害や事故・事件等こどもの安全管理上の問題等が発生した場合には、学校と速やかに連絡を取り合い、適切な対応が取れるように連絡体制を整えておくこと。

3 地域及び関係機関等との連携

- (1) 児童館の運営や活動の状況等について、地域住民等に積極的に情報提供を行い、理解を得るとともにその信頼関係を築くこと。
- (2) 地域住民等が児童館を活用できるように働きかけることなどにより、児童館の周知を図るとともに、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築くこと。
- (3) こどもの安全の確保、福祉的な課題の支援のため、日頃より警察、消防署、民生委員・児童委員、主任児童委員、児童館等を拠点とする地域組織活動、各種ボランティア団体等地域のこどもの安全と福祉的な課題に対応する社会資源との連携を深めておくこと。
- (4) 要保護児童対策地域協議会に積極的に参加し、関係機関との連携・協力関係を築いておくこと。
- (5) 児童館の施設及び人材等を活用して、放課後子供教室等の地域学校協働活動との連携を図ること。
- (6) 地域及び関係機関等とのネットワークを活用し、地域におけるこどもの居場所づくりの取組をコーディネート(情報収集・発信や調整等)することに努めること。

8. 川越市こども計画

川越市こども計画－令和7年度～令和11年度－(令和7年3月策定)

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画では、『全てのこども・若者が自分らしく輝き健やかに成長し、地域全体で子育てできるまち川越』を基本理念として掲げます。

これには、「誰一人取り残さず、全てのこども・若者の権利を保障し、一人ひとりの最善の利益を第一に考える。そして、子育て当事者のほか、地域全体が一丸となって子育てを後

押ししていく。」という、新たに動き出す本計画に対する本市の強い思い・決意を込めています。

全ての子ども・若者は、それぞれ特有の人格・個性を有しており、また、心身の状況や置かれている環境も異なります。その多様性が尊重され、いかなる状況にあっても、生まれながらに持つ権利が保障され、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども・若者、子育て支援施策を講ずる必要があります。

そして、そのような社会の実現のためには、子ども・若者、子育て当事者や行政だけでなく、地域全体として、ひいては市民一人ひとりが、子ども・若者や子育てに対する関心・理解を深め、支え合うことが必要不可欠です。本市の次代を担う子ども・若者が健やかに成長していくために、地域全体で子育てできるまちを目指します。

第4章 子ども・若者、子育て支援の事業

基本目標5 地域と社会で子ども・若者、子育てをさせる環境づくり

施策目標2 子ども・若者の居場所づくり

施策の目指す方向性

子ども・若者の成長段階に応じたニーズに対応し、誰一人取り残さず、子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくりの取組を推進します。

現状と課題

- 地域のつながりの希薄化や、児童虐待、子ども・若者の自殺、不登校やひきこもりなど、子ども・若者を取り巻く厳しい環境などを背景に、子ども・若者が自分の居場所を持ちにくい状況に置かれています。自分の居場所がないことは、孤独や孤立の問題と深く関係しており、子ども・若者が、安全に安心して過ごせる居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていく必要があります。
- どこにも居場所がない子ども・若者が生じないよう、様々なニーズや特性を持つ子ども・若者が、身近な地域において、各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことは重要であり、また、できるだけ多様な居場所を持てるよう支援していく必要があります。それぞれの地域において、潜在化しているニーズを把握し、子ども・若者の特性に配慮した多様な居場所づくりに取り組む必要があります。
- 居場所とは、子ども・若者本人が決めるものである一方で、居場所づくりは、第三者が中心となって行われるものであるため、居場所と感ずることと、居場所づくりには隔たりが生じ得ることから、子ども・若者にとっての居場所となるためには、子ども・若者の視点に立ち、子ども・若者の声を聴きながら、居場所づくりを進めることが重要です。
- 本市で実施した、子ども等への意見聴取において、「学校や家以外に勉強することができる場所がほしい」という声が多くあったことから、今後、公民館等の既存施設を活用する等、子ども・若者の居場所づくりを推進していきます。

主な事業

2 児童館機能の整備

各児童館の特性を生かし、地域の高齢者と連携した異世代間交流や、外国籍市民との交流

を深め、国際理解を促進する等、豊かな感性・情操を育む児童館事業を推進します。

また、児童センターこどもの城について、老朽化した施設・設備を改修するとともに、利用者ニーズによる屋内プレイエリアや、屋外広場の改修等を行い、若者も含めたこどもの居場所の機能としての役割に加え、誰もが利用しやすい快適な空間の創出を図ります。

9. 川越市個別施設計画(公共施設編)

川越市個別施設計画(公共施設編)(令和2年10月策定)

第1章 総論

2 基本的な考え方

総合管理計画の策定においては、多くの公共施設等が更新や大規模な改修時期を迎える今後の30年間を見据え、長期的な視点で検討を行い、公共施設等のマネジメントにあたっては、サービスの向上や施設効用の最大化に努めながらも、今後も維持することが可能な公共施設等の総量となるように配慮するとともに、財政負担の軽減を図る必要があるとしています。

そして、必要不可欠なサービスを今後も継続して提供していくために、次の5つの基本方針を定めています。

基本方針1 施設総量の適正化

基本方針2 適切な維持・管理による安全の確保

基本方針3 整備更新費用の確保と受益者負担の適正化

基本方針4 公民連携(PPP)の推進

基本方針5 計画的な推進を図るためのしくみづくり

本計画では、総合管理計画の考え方に則って、施設ごとの具体的な取組を整理しています。

公共施設に求められる機能は時代と共に変化します。本計画に基づく施設の更新や保全を行う際は、ユニバーサルデザインや災害時の施設の活用など、時勢に応じた視点を踏まえた検討を行うこととします。

第2章 保全

1 保全の目的

- 公共施設の安全を確保し、施設の性能を維持し、必要な機能を適切に提供するために、保全を行います。

公共施設(以下「施設」という。)は、施設の利用時の安全を確保し、施設の本来の性能を維持し、常に健全な状態を保つ必要があります。

加えて、施設の老朽化が進む中で、快適さや環境への配慮など、時代のニーズにも対応しながら、必要な機能を適切に提供していかなければなりません。

一方、本市の厳しい財政状況下で必要な保全を行うためには、対応の優先度や計画的な対応、経済的な工事手法の工夫などを考えることも重要です。

保全とは、建築物を良好な状態に保つための点検と診断、改修(補修や修繕を含む。)を行いながら、施設の安全を確保し、施設の性能を維持し、必要な機能を適切に提供するために必要な取組です。

第3章 整備更新

D 福祉施設

D-3 児童福祉施設

0 川越市公共施設等総合管理計画におけるマネジメント方針

- 児童センターこどもの城及び児童館は、社会情勢の変化や市民ニーズに対応したサービスや機能を検討するとともに、施設効用の向上を図ります。
- 建物の更新に合わせて、学校など他の公共施設との多機能化を含め、規模や配置の最適化を図ります。

1 施設の概要など

(1) 施設概要(設置目的、利用状況、整備状況など)

(児童館)

児童館は児童福祉法(高階児童館を除く 20)及び川越市児童館条例で位置付けられ、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設です。

児童館は3館あり、利用者数の合計は、16万～17万人前後で推移しています。児童センターこどもの城の利用者数は約5万人から約7万3千人で推移していますが、プラネタリウムの利用者は、年々減少しています。また、当施設の敷地の約9割が借地となっています。

川越駅東口児童館は、川越駅東口図書館等との複合施設であるクラッセ川越に設置していますが、近年の利用者数は、減少傾向にあります。

高階児童館は、高階市民センターや高階図書館との複合施設に設置しています。

児童センターこどもの城は、新耐震基準建築物です。2011年度に屋上防水や外壁改修工事等を、2014年度には空調設備改修工事を実施しています。

なお、市内で唯一プラネタリウムを設置しています。

(3) 児童福祉施設の課題

① 子育てしやすい環境づくりと居場所づくりへの対応

少子化や子育て家庭の核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化しています。そのような中、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大などに対応するため、児童館をはじめとした児童福祉施設が果たす役割は大変重要です。

今後、児童館等が持つ機能について、どのような手法でサービスを提供していくのか検討が必要です。

② 計画的な施設改修(児童センターこどもの城)

児童センターこどもの城は、建築後 37 年経過し、近年、屋上防水や外壁改修工事等を実施したものの、エレベーターや受水槽などの設備についても、今後、改修が必要です。

また、プラネタリウムの設備更新については、これまでの利用状況や今後の活用方策、費用対効果など必要性を踏まえた判断が必要です

③ 効率的で効果的な運営手法の検討(児童館)

児童センターこどもの城をはじめとする児童館は、開設以来、公営で運営されています。

2017 年3月に策定された民間委託等推進計画において、指定管理者制度の導入について検討することとされており、サービスの向上や効率的な運営手法の検討が必要です。

2 児童福祉施設の整備更新の方針

(1) 今後の方向性

「子どもが健やかに成長でき、子育ての楽しさを感じられるまち」づくりに資するため、児童館等のサービス提供手法について検討を進めます。

児童館の3館は、すべて新耐震基準建築物であり、計画的に保全を行い、長寿命化を図ります。

また、児童センターこどもの城は、民間委託等推進計画に基づき、指定管理者制度の導入を検討し、施設効用の向上を図ります。

なお、児童センターこどもの城は、プラネタリウムの必要性について検討します。

(2) 規模・配置について

児童館については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」や「児童館の設置運営要綱」を基準とし規模を検討する必要があります。

児童館ガイドライン(2018 年厚生労働省)によれば、児童館の特性として、「拠点性、多機能性、地域性」を挙げており、今後、子どもの居場所づくりを検討する際には、この視点を踏まえ、サービスの提供に係る検討が必要です。

10. 第二次民間委託等推進計画

第二次民間委託等推進計画(令和5年3月策定)

2. 計画の趣旨及び位置づけ

(1) 計画の趣旨

本市が実施している業務について、民間で行うことで行政サービスの向上や効率化を図れるものは、できる限り民間に任せることで、より効率的・効果的な行財政運営を目指します。また、実施手法については、外部委託や指定管理者制度等の民間活力の活用、業務体制の見直しによる多様な雇用形態の活用も含め検討を行います。

- 民間活力の活用による行政サービスの向上及び市民ニーズに柔軟に対応した行政サービスの提供を目指します。
- 民間委託等を推進することにより、行政コストの抑制、事務の効率化を図り、社会状況の変化に対応しながら、必要な行政サービスを提供していくための人員及び財源の確保を目指します。

民間委託等推進計画(個別取組項目)

項目6 児童館管理運営業務

方向性【実施手法】外部委託、若しくは指定管理者制度

(職員体制と併せ導入済の外部委託の拡充を検討するもの)

(指定管理者制度導入を検討するもの)

【委託先等】民間企業等

方針 施設全体の管理方法等と併せて、外部委託の拡充や指定管理者制度導入を検討する。

【策定経過】

11. 川越市児童館運営委員会 委員名簿

役職	氏名	分類
会長	武藤 寛史	育成団体:川越市子ども会育成団体連絡協議会
副会長	細田 旅生	育成団体:川越市青少年相談員協議会
委員	赤間 ゆりか	育成団体:NPO 法人川越子育てネットワーク
委員	萩原 和子	育成団体:川越児童センター・ボランティア
委員	高栖 敦子	育成団体:川越市民生委員児童員協議会連合会
委員	鳥居 麻理子	育成団体:川越市保健推進員協議会
委員	岩崎 佳澄	行政機関等:川越市教育委員会 月越小学校校長
委員	服部 孝	行政機関等:埼玉県川越児童相談所
委員	水谷 薫	学識経験:元小学校長
委員	鈴木 敏子	学識経験:人形劇団代表

12.川越市児童館運営委員会 審議経過

審議概要(開催期日、審議内容等)

第1回	令和7年11月26日(金)	川越市児童センター こどもの城 視聴覚室	出席者:6名
<p>議題:</p> <p>(1)児童館改修整備基本構想案(暫定)の説明</p> <p>(2)プラネタリウム空間の利活用方法検討</p>			
第2回	令和8年1月13日(火)	川越市児童センター こどもの城 視聴覚室	出席者:9名
<p>議題:</p> <p>(1)児童館改修整備基本構想案の説明</p>			
第3回	令和8年2月4日(水)	川越市児童センター こどもの城 視聴覚室	出席者:8名
<p>議題:</p> <p>(1)児童館改修整備基本構想案の説明</p>			

13.川越市児童館運営委員会 答申書

川見運委発第2号 令和8年2月12日
川越市長 森田初恵様
川越市児童館運営委員会 会長 武藤寛史
川越市児童館改修整備基本構想について(答申)
令和7年11月26日付け川見セ第137号で諮問のありました標記の件につきまして、下記のとおり答申します。

記

川越市児童館運営委員会において、児童館の運営に関する当該基本構想について、延べ3回にわたり会議を開催し、慎重に審議を重ねてきました。結果、別添「川越市児童館改修整備基本構想（案）」を取りまとめるとともに、次の意見を添え、答申いたします。

貴職におかれましては、この答申を十分に踏まえて、「川越市児童館改修整備基本構想」を策定されるとともに、意見は、特に留意すべき点として、その実施に当たっては尊重されるよう要望いたします。

1 各児童館の特性を生かした児童館事業の推進

国の示す児童館ガイドラインや川越市こども計画等を踏まえ、今回示された各児童館の目指すべき方向性の実現に向けて、今後の児童館事業を着実に進めていただきたい。

2 「こどもの居場所」としての児童館運営の推進

今後の児童館運営について、児童館ガイドラインで示された「こどもの居場所」としての機能・役割が十分に発揮できるように、その運営手法の検討や施設運営職員の学習機会の確保に取り組んでいただきたい。

3 開館方法の工夫による施設利用の促進

0歳から17歳までのこども・若者世代への施設利用を促すため、開館時間の延長やそれぞれの年代層に応じた利用時間帯の区分設定など、地域のこどもたちの実情に応じた開館方法の検討を進めていただきたい。

4 施設利用者の安心・安全の確保

施設の改修・遊具等の設置にあたっては、施設利用者の安全対策を講じるとともに、こどもたちが居心地のよい場所として安心して過ごせるように、実際の施設運営を見据えた空間整備に取り組んでいただきたい。

5 児童センターこどもの城のインクルーシブ空間の創出

社会的・文化的な困難や障壁（性別、国籍、社会的地位、経済的格差等）をもったこどもや、障害のあるこどもなど、誰もが日常的に利用できる空間整備に取り組んでいただきたい。

6 児童センターこどもの城のプラネタリウム空間の利活用

現代のこども・若者の意向を踏まえて、多目的な活用や多世代との交流を生む空間として整備することで、より活発な児童館事業の実施が可能となるよう取り組んでいただきたい。

7 児童センターこどもの城の来館方法の確保

今後のイベント実施による施設利用者の対応を見据え、駐車場や自転車駐輪場の拡幅等の交通利便性の推進に取り組んでいただきたい。